

●香川県告示第117号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路を次のとおり指定したので、同条第4項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、令和6年5月24日から同年6月13日まで一般の縦覧に供する。

令和6年5月24日

香川県知事 池田豊人

- 1 道路の種類 県道（主要地方道）
- 2 路線名 中徳三谷高松線（43号）
- 3 指定する道路

区 間	延 長 (メートル)	備 考
高松市木太町字洲端2169番1地先から 高松市木太町字洲端2173番4地先まで	56	

- 4 指定の期日 令和6年5月24日